

# あなたの自転車は「走る凶器」になっていませんか？ 自転車を安全に運転しましょう

■総務課地域安全対策係【☎ 028(677)6029】

自転車は、子どもも運転できる手軽で便利な乗り物ですが、道路交通法では「軽車両」とされ、罰則は基本的に自動車と同じです。

自転車が歩行者をはねる事故が増えており、被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなければならない場合もあります。この賠償責任は、未成年であっても責任を免れることはできません。

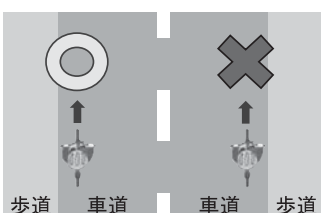
自転車を運転する際は、加害者になりうる危険性を自覚し、交通ルールを守って走行しましょう。

## 自転車が走る場所

### 1. 車道の左側の左端

歩道と車道の区別がある道路では、車道を走らなければなりません。

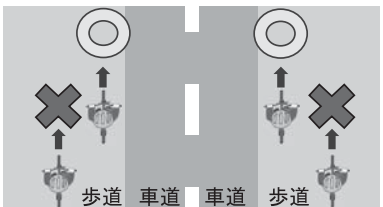
#### ◆左側通行の原則◆



### 2. 歩道の車道寄り

歩道を走ることができるのは、歩道通行可の標識があるときや、13歳未満・70歳以上の人、身体の不自由な人や、通行の安全のためやむを得ないときです。

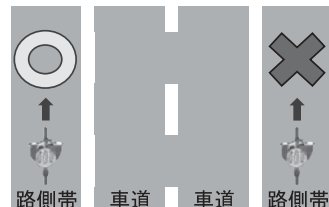
#### ◆歩行者優先！車道寄りを徐行◆



### 3. 道路左側の路側帯

道路の左側にある路側帯を通行することができます。

#### ◆歩行者の通行を妨げないように走行◆



## 安全ルールを守りましょう

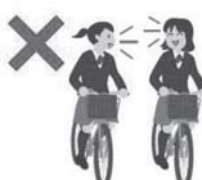
### 飲酒運転は禁止



### 二人乗りは禁止



### 並進は禁止



### 夜間は早めにライトを点灯



### 信号を守る



### 交差点での一時停止と安全確認



## 子どもの安全運転

保護者は子どもに注意を払い、安全な運転を指導しましょう。

- ①ヘルメットを着用する
- ②交差点での一時停止
- ③左右前後の安全確認
- ④スピードを出し過ぎない



## 保険加入

自転車の交通事故でも多額の損害賠償責任が生じるおそれがあるので、自転車保険に加入するようにしましょう。

◆一例：TSマーク付帯保険

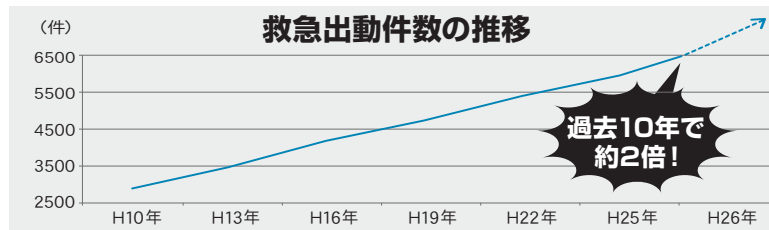


芳賀地区広域行政事務組合消防本部からのお願い

# 大切な命を救うために 救急車の適正利用にご協力をお願いします

平成25年中の救急出動は6,147件ありました。救急搬送された人のうち40パーセントは、入院を必要としない人でした。

緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車が必要な人たちが利用できなくなります。現場到着の遅れにもなり、救えるはずの命が救えなくなる心配があります。



## こんな理由の場合は、 救急車を呼ぶ前に、別の手段を考えましょう

- ◆医療機関の診察待ちには時間がかかるから
- ◆二日酔いで自力で医療機関へ行けない
- ◆入院予定だから ◆歯が痛い ◆病院がわからない など



### 「こんな症状なら119番！」

- ろれつがまわらない ●めまい
- 呼吸困難、胸が痛い ●手足のしびれ
- 冷汗、顔が青い ●いつもと違う、様子がおかしい など

■火災や救急などで早く電話をかけるには、番号のあとに「#」を押すと呼び出しが早くなります！

(例) 火災・救急の場合

「119」と押した場合→数秒から10秒後に呼び出し音が鳴ります。

「119#」と押した場合→数秒早く呼び出し音が鳴ります。

## 熱中症に注意しましょう

7月から9月にかけては、最も気温の高い時期です。熱中症にならないよう、水分補給や暑さ対策をしましょう。



**高齢者は特に注意！** 高齢者は温度に対する感覚が弱くなり、暑さや体の水分不足を自覚しにくく、体の熱を放散しにくいことから、室内でも熱中症になることがあります。

### 予防

- ・のどが乾かなくても水分補給しましょう。
- ・部屋の温度をこまめに測り、扇風機やクーラーを使って温度調整しましょう。

### 症状

- 軽度：めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらない
- 中度：頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感
- 重度：意識がない、けいれん、体温が高い、返事がおかしい、まったく歩けない など

### 対応

- ・涼しい場所に避難し、脱衣と冷却をして、水分摂取をしましょう。
- ・自力で水分摂取ができない場合や症状が回復しない場合は、医療機関の受診をしましょう。
- ・意識がない場合は、救急車を要請しましょう。